

南富良野町有林 J-VER 販売要領

(趣旨)

第1条 この要領は、カーボン・オフセットに取り組む事業者、団体、個人等（以下「事業者等」という。）に対し、南富良野町が町有林で取得したオフセット・クレジット（以下「南富良野町 J-VER」という。）を販売することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) オフセット・クレジット (J-VER) 制度

カーボン・オフセットに用いられることを主眼に、国内における温室効果ガス排出削減・吸収量を市場流通型のオフセット・クレジット (J-VER) として認証・発行する制度をいう。

(2) オフセット・クレジット (J-VER) 登録簿

オフセット・クレジット (J-VER) 制度に基づき発行されるオフセット・クレジット (J-VER) を管理し、その取得、移転及び無効化について、電子的に記録したものをいう。

(3) 保有口座

オフセット・クレジット (J-VER) 登録簿において、オフセット・クレジット (J-VER) を取得しようとする者の申請に基づき開設される、オフセット・クレジット (J-VER) を保有するための口座をいう。

(4) 移転手続

オフセット・クレジット (J-VER) 登録簿において、自らの口座に記載されたオフセット・クレジット (J-VER) を他者の口座に移転するための手続きをいう。

(5) 無効化

オフセットで使用したクレジットが再販売又は再使用されることを防ぐために、無効にすることをいう。

(6) 気候変動対策認証センター

環境省からオフセット・クレジット (J-VER) 制度の事務局の指定を受けた団体をいう。

(売払いの周知)

第3条 南富良野町 J-VER の売払いに係る周知は、町ホームページ等により行なうものとする。

2 南富良野町 J-VER の販売は、南富良野町が保有する数量の範囲内で行なうものとし、前項の周知の際に販売できる数量を公表するものとする。

3 最低販売量は1トン (t-co2) とし、販売単価は1トン (t-co2) とする。また、販売単価は別に定めるものとする。

(購入の申込み)

第4条 南富良野町 J-VER の購入を希望する事業者等 (以下「購入希望者」という。) は、申請書類 (別記第1号様式から別記第3号様式まで) を持参、郵便及び電子メールのいずれかの方法により、町長に提出する。

2 町長は、前項による申込みがあった場合において、町長が必要と認めるときは、購入希望者に対し、南富良野町 J-VER の使用に必要な範囲において資料の提出を求めることが出来る。

(購入決定者の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申込みがあった場合は、先着順に当該申込みの内容を審査のうえ、購入者を決定し、別記第4号様式により通知する。ただし、次に掲げる事業者等には、販売しない。

- (1) 各種法令に違反している事業者等
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある事業者等
- (3) 行政機関からの行政指導による改善がなされていない事業者等
- (4) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、カーボン・オフセットの適正な実施ができないと認められる事業者等

(契約書の作成)

第6条 町長は、前条の規定により購入者を決定したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるクレジットの移転等に関する契約書を当該納入決定者と取り交わすこととする。

- (1) 購入決定者が無効化する場合 別記第5号様式
- (2) 購入決定者が指定する法人が無効化する場合 別記第6号様式
- (3) 町が無効化する場合 別記第7号様式

(売買代金の納付)

第7条 購入決定者は、南富良野町 J-VER の売買代金を、町長が指定する期日までに、町が発行する納入通知書により納入するものとする。

(南富良野町 J-VER の移転)

第8条 町長は、購入決定者からの売買代金の納入を確認した後、オフセット・クレジット (J-VER) 登録簿の操作により町の保有口座から購入決定者が指定する口座へ購入したオフセット・クレジット (J-VER) の移転手続を行なうものとする。

2 購入決定者が口座を保有しない場合及び口座を指定しない場合は、町がオフセット・クレジット (J-VER) 登録簿上のクレジットについて無効化を行ない、気候変動対策認証センターに対して無効化証明書の発行を依頼する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年7月 日から施行する。